

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年3月9日（平成28年（行情）諮問第220号）

答申日：平成29年6月28日（平成29年度（行情）答申第120号）

事件名：特定会社が特定の役務取引許可申請を行ったことを確認できる文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月30日付け20151027公開経第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

本件対象文書の存否を明らかにすることにより、個別の取引内容が把握されることが競争上不利益になるという原処分の理由は、不当である。本件対象文書により明らかになる個別取引の存在は、本件開示請求時点で、既に公の事実であった。

本件開示請求では、防衛省、A社及びB社にとって公になると不利益が生じ得る部分の開示を求めないことを明らかにするため、除外情報を明記するのみならず、「企画競争手続における外為法の遵守状況の確認のみを求める」旨記載し、あくまでも公になっている防衛省及びB社間の契約締結の過程で、外為法上求められる経済産業省による許可手続の有無を確認できる範囲の開示のみを求めることを明示している。

なお、日本国企業が海外企業と共同開発を行うことが本件入札の条件であり、提案を行うためには、防衛省が厳格な管理を義務付けた提案要求書を海外共同開発企業に開示することが必須であったため、提案要求書を海外に送付する際に、役務取引許可を得る必要があることは、異議申立人が実施機関に直接確認済みであり、そうであるからこそ、異議申立人は当該許可を得ている。

役務取引許可申請書の内容に照らせば、本件対象文書によって、当該

個別取引の存在以上に詳しい取引条件は明らかにならず、異議申立人が、当該確認に不要な部分の開示を求めていることもまた、明らかである。

本件対象文書の開示により、A社及びB社は単に国との契約に当たり必要となる外為法の手続の遵守の事実が開示されるに過ぎない。

仮に利益を害されることがあるとすれば、A社及びB社が外為法を遵守していないという事実が明らかになることが考えられるが、これが「競争上の地位その他正当な利益」に該当しないことは、論をまたない。また、外為法に違反した状況が生じているとすれば、防衛省のみならず、日本国及び国民にとって、かかる事実を早急に把握し、然るべき対策が講じられることこそが利益となる。

以上のとおり、処分庁が本件対象文書の存否すら明確にせず不開示とすることには、理由が無いので、異議申立てをする次第である。

(2) 意見書

ア 役務取引許可申請（以下「許可申請」という。）の必要性は、A社及びB社並びに防衛省のいずれも認めており、係る事実は公になっている。

A社及びB社は、本件入札に当たり、経済産業省に対し外為法に基づく許可申請を行う必要があることを防衛省に伝え、当該事実は防衛省により既に公開されている。このように、本件入札において許可申請が必要であることは、当事者たる防衛省、A社及びB社のいずれもが認めているとおりであり、A社及びB社が許可申請を行ったことが公になっても、本件入札の当事者が当初より必要だと考えていた当然の行為を行ったことが明らかになるに過ぎない。許可申請がなされた事実が開示された場合の法人の正当な利益が害されるおそれがあるとの諮問庁の理由説明書（下記第3）における主張は根拠を欠く。

イ 本件入札は、該当技術を含む防衛省の提案要求書を海外企業に提供することを必須条件とするため、A社及びB社においてそのための許可申請が必要なことは明らかであり、かかる事実は公になっている。

国内企業が軍用機ヘリコプターを開発するに当たり、海外から大きな協力を得ることが前提の本件入札において、提携先の海外企業から協力を得ることが公になることが、A社及びB社の正当な利益を害するとする下記第3の4（2）の①及び②の諮問庁の説明は、いずれも本件入札の趣旨及び我が国のヘリコプター開発の実情を無視した、蓋然性がない主張である。

また、B社は、特定年月日付け防衛省宛書面において、同社の技術情報の移転ではなく、防衛省の提案要求書の内容の海外移転しか予

定しておらず、A社も同様に特定年月日付け防衛省宛書面において、防衛省の提案要求書の内容を中心とする情報の海外移転を予定しており、いずれも許可申請は防衛省の軍事（国の安全に関する）情報の輸出を専らの、又は主たる目的とすることとも矛盾する。本件入札のかかる内容に照らせば、A社及びB社による許可申請が行われたとしても、提案要求書の内容に軍事情報が含まれるためであるとの推認が当然に働き、国内企業の技術情報の海外への漏洩の危惧を招くとの諮問庁の主張もまた蓋然性を欠くものである。

さらに、A社及びB社が自ら望んで該当技術にあたる自社の技術情報を海外に提供した場合に、このことが日本企業の「情報漏えい」に該当するとの諮問庁の主張自体論理的ではない。企業が自ら任意に情報を提供する行為を、秘密の漏えいと評する根拠が不明であり、許可申請を行うことが当該企業にとって「競争力が落ちてしまう」との懸念を招くとの結論に蓋然性がない。かかる主張を採用すれば、許可申請を受けることは、申請の際の状況や内容を問わず、すべからず、国内企業にとって競争力が落ちるとの懸念を招く事実となってしまう、短絡的である。

ウ 本件入札のA社及びB社による許可申請がなされなかった場合を前提とする不開示理由には、根拠がない。

諮問庁が述べる「許可申請が仮になされていなかった場合」は、上記ア及びイのとおり、そもそも存在しない状況である可能性が高い。

また、仮に許可申請を要することを、自ら防衛省に伝えたA社及びB社が、実際にはその後、経済産業省に対して許可申請を行わなかった場合、明らかになるのは、海外企業の具体的な協力を要しない程の技術を既に有しているか、又は外為法に違反したかのいずれかの状況が該当し、前者はA社及びB社にとって何ら不利益が生ずる情報ではなく、後者が正当な利益たり得ないことは自明である。したがって、「許可申請が仮になされていなかった場合」に係る諮問庁の説明は不開示の理由たりえない。

なお、下記第3の4（2）の③ないし⑤の諮問庁の説明は、そもそもの内容が相互に矛盾しており、それ自体意味が不明としかいわざるを得ない。

まず、諮問庁が想定する「入札ノウハウ」たる概念の内容は不明であるが、結局海外企業の技術協力を要しない程の高い技術力を提案企業が有していることが推察される③と、本来許可申請を得るべきであるが、海外企業と十分に連携できず必要な許可申請を行う段階にすら至らなかったため④という、真逆の推論が容易に働くなら、結局許可申請を行わなかったことをもって、何らかの具体的な推察

がなされるものではなく、様々な考えを呼び得るという抽象的な記述に過ぎない。また、④については、かかる憶測により、株式が不当に売却され、株価が低迷するという、現実味に乏しい確率的な可能性が示されているに過ぎない。

⑤については、そもそも本来許可申請が必要であることを諮問庁が認めたことを前提とした記述のようであるが、③の推測が働くという前提があるのであれば、⑤のような結論が導けるはずがない。本件入札については、当初より国内企業のヘリコプターの開発・製造能力への批判や将来性を悲観する内容の報道が多くなされており、それによりA社及びB社の株価や企業イメージに従前と異なる影響が生じたことを示す関連性など、全く示されていない。

エ 該当技術の該当性をA社及びB社が自ら判断できるとの不開示決定の前提に根拠がない。

諮問庁は、第3の4(1)の説明において、A社及びB社の対応が3つ可能であること前提とした。しかし、かかる主張は事実と反するほか、外為法の許可申請実務における行政機関自らの対応と矛盾する不誠実な回答である。

すなわち、本件入札のA社及びB社の許可申請は、専ら又は主として防衛省の提案要求書の内容の海外移転のためになされている。提案要求書には、記載内容が該当技術であるか否かについて明記しておらず、軍事機密に関する技術としての外為法上の許可を要する情報であるか否かを、民間企業たる提案企業側で区別をつけることは、ほぼ不可能である。

実際、異議申立人が、本件入札前に経済産業省に許可申請を行うに際し、防衛省の提案要求書のうちいかなる部分が該当技術に当たり、輸出許可を要するかにつき問い合わせたが、明確な回答はなかった。このような場合、該当技術の線引きに、社内では委員会の設置等の手続を要し、数ヶ月は期間を要するが、線引きせずに提案要求書全体の海外送付のための許可を申請すれば、行政機関の許可の判断までの期間は通常数週間程度であるため、全てを該当技術として申請するのが、経済産業省に対する実務慣行である。

また、本件入札で必要となるような、機体設計の知的財産権の一部又は全部を海外メーカーから国内企業に移転することを伴う提案に関し、どの部分の知的財産権を移転するのかという微妙な問題を調整するに当たり、防衛省の提案要求書のうち明らかに公知情報に該当する部分のみを海外メーカーに開示することで済ませることは明らかに不可能である。このため、これを可能性として提示すること自体、諮問庁において原処分を検討が不十分であることを示してい

る。

本件入札期間の日程を前提に、A社及びB社が、行政機関でも数ヶ月は期間を要する公知情報と該当技術（軍事情報）の切り分けを自ら行った上で、海外企業と技術連携の内容に関する合意に至るなど、非現実的である。

したがって、A社及びB社が該当技術の該当性についての判断を行い、その判断内容によって下記第3の4（2）の③ないし⑤の不利益を生じ得るとする行政機関の推論は、単なる確率的な可能性の主張に過ぎず、蓋然性はない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書について、その存否を明らかにせず、不開示とする原処分を行った。

2 異議申立てに係る行政文書の概要

本件対象文書は、本件入札のプロセスで、A社及びB社等が、防衛省作成の提案要求書及び／又は関連する技術情報を、共同開発の相手方となる海外企業へ送付するに当たり、外為法25条1項に基づいて、経済産業大臣に対して許可申請を行ったことを確認できる書類である。

3 原処分及びその理由

本件対象文書については、その存否を答えることにより、特定の法人による許可申請の有無が把握されることになる。特定の法人の許可申請が行われたか否かという事実は、公にすることにより、同業他社等に当該法人の個別の取引内容が把握されることとなり、競争上不利な立場に置かれる等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イの不開示情報に該当する。したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法5条2号イに該当する不開示情報を開示することとなるため、法8条に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示とした。

4 異議申立人の主張についての検討

(1) 陸上自衛隊新多用途ヘリコプターの開発事業は、防衛省のプレス発表資料にあるとおり、「国内企業が民間機との共通プラットフォームを海外企業と共同で開発し、これに陸上自衛隊向けの改修を行うもの」である。これを踏まえ、提案者の対応は以下の3つの可能性がある。

- ① 外為法で規制されている技術（該当技術）を共同開発の相手方となる海外企業へ提供し、入札に対応した。
- ② 外為法で規制されていない技術（非該当技術）のみを共同開発の相手方となる海外企業へ提供し、入札に対応した。
- ③ 該当技術だが、経済産業大臣への許可が不要の公知情報のみを

共同開発の相手方となる海外企業へ提供し、入札に対応した。

上記①の該当技術を日本企業が海外企業へ提供する場合は、外為法25条1項に基づき、経済産業大臣に許可申請を行い、許可を得なければならないが、②の場合は、非該当技術のため許可は不要であり、③の場合も、貿易関係貿易外取引等に関する省令（以下「省令」という。）9条により許可は不要である。

したがって、提案者から経済産業大臣に必ずしも許可申請がなされていたとは限らない。

- (2) 上記(1)を踏まえて、仮に申請がなされていた場合は、申請がなされたことを知られることによって、①競合他社に、軍事用途に関する部分は、海外企業の大きな協力を得て検討が進められていることが推測されてしまう。②投資家に日本企業の技術が海外企業に漏洩して、日本企業の競争力が落ちてしまうのではないかとの無用の懸念材料を与えることになり、不当に株が売却され、株価の低迷を招くおそれがある。

また、仮に申請がなされていなかった場合は、申請がなされなかったことを知られることによって、③競合他社に、公知情報のみで入札に対応した又は相手先企業には該当技術を提供せずに得られた情報のみ対応したことが分かり、軍事用途に関する部分は、日本側で主に検討が進められていることが推測されてしまう。また、そのレベルでの情報連携によって入札に対応することが可能であるという入札ノウハウを知られてしまう。④投資家に、本件事業の相手先企業との連携が、うまくとれていないのではないかとの無用の懸念材料を与えることになり、不当に株が売却され、株価の低迷を招くおそれがある。⑤報道機関により、本来は許可が必要であるにもかかわらず、無許可で技術を提供しているのではないかという根拠のない風評を流されるおそれがあるなど、不当に企業イメージの低下を招くおそれがある。

申請の有無を公にすることは、上記のような企業の正当な利益を害するおそれがある。したがって、本件対象文書については、その存否を答えるだけで、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号ただし書にも該当しないことから、法5条2号イに該当するとして、本件対象文書の存否を明らかにしないで不開示とした原処分における判断は妥当である。

5 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年4月11日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 平成29年3月17日 審議
- ⑤ 同年4月11日 審議
- ⑥ 同年5月12日 審議
- ⑦ 同年6月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、A社及びB社並びにE社及びF社（以下「特定会社等」という。）が、防衛省作成の提案要求書及び技術情報等について、外為法25条1項に基づき、経済産業大臣に対して役務取引許可申請を行ったことを確認できる書類である。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにせずに不開示とする原処分を行い、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 役務取引許可申請について

外為法25条1項においては、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる特定の技術を特定の外国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者等（以下「輸出者等」という。）は、当該取引について経済産業大臣の許可を受けなければならないとされており、上記特定の技術については、外国為替令（以下「外為令」という。）17条1項において、輸出貿易管理令別表第一に掲げられた武器や軍事転用可能な貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術等がこれに当たるとされている。

もっとも、外為令17条5項においては、上記取引のうち経済産業大臣が指定したものについては、上記許可を受けないで当該取引を行うことができることとされており、それら許可を要しない取引については、省令9条2項に列挙されている。そのため、輸出者等は、自らが行う予定の取引が、同項に掲げられた取引に該当するかを検討し、提供する技術等が外為法の規制に該当するか否かの該非判定を行い、該非判定の結果、規制の対象に該当すると判断した場合に、役務取引許可申請を行うこととなる。

なお、規制対象となっている技術等を経済産業大臣の許可を取得せずに提供したことが明らかとなった場合は、事後審査を通じて事実関係を解明し、審査の結果によっては、刑事罰、行政制裁及び警告等の処分等がなされることがある。

3 本件対象文書の存否応答拒否について

- (1) 本件開示請求は、特定会社等が、本件入札に参加するに当たり、外為法25条1項に基づき、経済産業大臣に対して役務取引許可申請を行ったことを確認できる書類の開示を求めるものであり、本件対象文書の存否を答えることは、特定会社等が当該申請を行った事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。
- (2) 本件入札は、陸上自衛隊新多用途ヘリコプターの海外企業との共同開発に関するものであることから、特定会社等が、輸出貿易管理令別表第一の一の項（9）に該当する貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の取引（以下「特定技術取引」という。）を行った可能性はあるが、仮に特定技術取引を行っていたとしても、省令9条2項に定められている経済産業大臣が指定した取引に該当する場合は、役務取引許可申請の必要はない。当該申請を行うか否かは、特定会社等の該非判定の結果によるものである。また、当審査会事務局職員をして確認させたところ、防衛省や特定会社が本件存否情報を公表している事実は確認できなかった。

なお、異議申立人は、本件入札において、A社及びB社は、防衛省が作成した提案要求書を共同開発の相手方となる海外企業に対して必ず送付する必要がある、またそのためには必ず外為法25条1項に定める役務取引許可を得る必要がある、そのことは公知の事実であった旨主張する。しかしながら、防衛省がA社及びB社に対し提案要求書を共同開発の相手方となる海外企業に送付することを要求していた等、A社及びB社が、提案要求書を当該海外企業に対して必ず送付する必要があったとまでは認められず、したがって、特定会社等が必ず役務取引許可申請を行う必要があったことが公知の事実であったとまでは認められない。

本件存否情報は、それを公にすると、特定会社等が特定技術取引を行ったか否か、あるいは特定技術取引を行った場合に当該取引が、省令9条2項に該当するか否かが推察されることから、競合他社に当該技術の仕様や性能等の水準について類推されてしまう等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、法5条2号イの不開示情報に該当する。

- (3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで、法5条2号イの不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条2号イに該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号イに該当すると認

められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙（本件対象文書）

平成27年7月17日、防衛省が陸上自衛隊新多用途ヘリコプターの試作請負契約締結のため、開発事業者決定について公表したが、この選定のための企画競争（以下「本件入札」という。）参加プロセスにおいて、入札に参加した企業（A社、B社）がそれぞれの共同開発する海外企業（C社、D社）と入札情報を共有するために、直接又は関連会社（E社、F社）若しくは代理人を通じて防衛省作成の提案要求書及び／又は関連する技術情報の海外送付に当たり、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）25条1項に基づいて、経済産業大臣に対して役務取引許可申請を行ったことを確認できる書類（役務取引許可申請書類、経済産業大臣による同書類の受付を示す書面又は許可の事実を示す書類一式等のうち、上記事実が確認できるもの）。

防衛省から、平成26年12月24日に上記提案要求書の案に対する「意見招請に関する説明会」が開催されたこと、平成27年2月に企画競争が公示されたこと、同年3月に提案要求書が提案希望者に手交され、同年6月2日に提案者から提案書の提出がなされたこと、同年7月に開発事業者の決定がなされたことから、請求する行政文書は平成26年12月から27年6月2日までの間に作成されている可能性が高いと考えられる。

なお、本件開示請求では、提案要求書の内容や、役務取引許可申請者の担当者氏名・役職・電話番号・代表印等の印鑑の印影、輸出先の名称及び住所の開示を求めるものではなく、上記企画競争手続における外為法の遵守状況の確認のみを求めるものである。